主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人樋口源之輔の上告理由について。

控訴会社(上告人)が「D株式会社」なる商号を使用することは不正の目的をも つて被控訴会社(被上告人)の営業と誤認させる商号の使用であり、被控訴会社は これによつて利益を害せられるおそれがある旨の原審の判断は、原判決挙示の証拠 により肯認しうる原審認定の事実関係のもとにおいては、相当である。所論は、ひ つきよう、原審の専権に属する証拠の取捨、判断および事実の認定を非難するに帰 するから、採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

| 秡 | 判長裁判官 | 滕 | 出 | 八 | 郎 |
|---|-------|---|---|----|---|
| | 裁判官 | 池 | 田 | | 克 |
| | 裁判官 | 河 | 村 | 大 | 助 |
| | 裁判官 | 奥 | 野 | 健 | _ |
| | 裁判官 | 山 | 田 | 作之 | 助 |